

平成25年度

介護福祉士修学資金貸付のご案内

〈社会福祉法人 山口県社会福祉協議会〉

1 貸付対象者

介護福祉士養成施設で介護福祉士の国家資格取得に必要な課程を専攻し、資格取得後に山口県内（特例有り）の社会福祉施設や事業所等で介護福祉士として、介護等の業務に従事しようとする、次のいずれかに該当する方が対象です。（職業訓練生等の方は対象となりません。）

(1) 山口県内の介護福祉士養成施設に在学する方

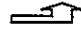
<対象養成施設>

岩国YMCA国際医療福祉専門学校、宇部フロンティア大学、下関福祉専門学校
徳山大学、中村女子高等学校（高等福祉専攻科）、山口芸術短期大学
YIC看護福祉専門学校

(2) 県外の介護福祉士養成施設に在学する方（山口県内に住所を有すること）

詳しくは、お問い合わせください。

2 貸付条件

- | | | |
|----------|--|--------------------|
| (1) 貸付金額 | 学費相当分 | 月額50,000円以内 |
| | 入学・就職準備金 | 各200,000円以内 |
| | 生活費加算（※注） | 生活保護世帯等で特に認める場合に加算 |
| | 末尾参照  | |
| (2) 貸付期間 | 介護福祉士養成施設に在学する期間 | |
| (3) 貸付利息 | 無利子 | |

【2年制課程での貸付例】

入学準備金20万円、月額5万円×24ヶ月、就職準備金20万円 合計160万円

3 保証人

連帯保証人が1名必要です。

申請者が未成年者であるときは、申請者の法定代理人となります。

4 申請の手続

申請は、養成施設を通じて申請書（貸付規程別記第1号様式）に次の書類を添えてお申し込みください。【生活費加算を含む申請の場合は末尾の※注を参照し、必ず事前に末記のお問い合わせ先までご相談ください。】

- (1) 養成施設の長の推薦状（貸付規程別記第2号様式）
- (2) 山口県外の養成施設に在学する方又は入学しようとする方は、住民票の写し（発行日から3ヶ月以内）
- (3) 中高年離職者（離職後2年以内に介護福祉士養成施設に入学し、入学時45歳以上の方）の場合は、離職を証明する書類（事業所の離職証明等）

5 受付期間

平成25年4月8日（月）～平成25年5月17日（金）（必着）

【参考】 平成25年度貸付予定者数 50名程度

※ これを超える申請があった場合には、前年の所得証明書（本人及び本人と同一生計にある家族全員のもの）及び住民票の写し（本人と同一生計にある家族全員

のもの)を提出していただき選考を行います。

主たる家計支持者の失業等による家庭の経済状況の激変により、引き続き在学することが困難なため、学費相当分を申請する場合は、前述の期間に関わらず随時受付し、平成24年度中でも受付ます。(当該事実を証する書類が必要です。)

6 貸付決定について

貸付が決定した申請者には、書面により結果をお知らせします。

7 誓約書・口座振替申出書の提出

貸付決定後、誓約書及び口座振替申出書に必要事項を記入して一緒に提出してください。【生活費加算を含む決定を受けた者は、末尾の※注を参照】

誓約書は、本人と連帯保証人が連署、押印(連帯保証人は、実印とし、印鑑証明書を添付)してください。口座振替申出書の口座名義人は、申請者本人に限ります。

8 貸付金の振込

修学資金は、誓約書等の全てが提出された後、本人の口座に毎月振込み(原則25日)します。なお、初回の支払は4月分からをまとめて速やかに振込みします。

9 貸付決定の取消について

次のいずれかに該当する場合は、貸付決定が取り消されることとなります。

(貸付金の返還事由に該当し、返還が開始されます。)

○退学したとき。

○心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。

○学業成績が著しく不良となったと認められるとき。(留年も該当)

○修学資金の貸付を受けることを辞退したとき。

○死亡したとき。

○修学資金の貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

10 貸付の停止について

○休学し、又は停学の処分を受けたときは、当該処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付が停止されます。

○正当な理由がなくて定められた期限までに学業成績表を提出しないときは、修学資金の貸付が一時停止されます。

11 貸付金の返還免除について

★全額免除

卒業後、1年以内に山口県内(※1)の社会福祉施設や事業所等で、介護福祉士として、介護等の業務に従事し、引き続き5年間(※2)従事したときは、貸付金の返還が免除されます。

また、この従事期間中に業務上の事由で死亡、又は業務に起因する心身の故障のため業務の継続ができなくなったときも貸付金の返還が免除されます。

※1 国立身体障害者リハビリテーションセンター等その他特に定める場合にあつては、県外でも対象となります。

※2 中高年離職者又は過疎地域内で従事された方は3年間。

★一部免除

○山口県内の社会福祉施設や在宅福祉事業で、介護福祉士として、介護等の業

務に従事した期間が5年(3年)未満の場合でも、引き続いて従事した期間が貸付を受けた期間以上となった場合は、返還が一部免除されます。

- 山口県内の社会福祉施設や在宅福祉事業で、介護福祉士として、介護等の業務の従事期間中に業務外の事由で死亡し、又は心身の故障のために業務を継続することができなくなったときも、返還が一部免除されます。

- 免除される金額は次のとおりです。

$$\text{免除額} = \text{借入額} \times \text{従事期間(月数)} \times 1/60 \text{ (注)}$$

(注) 中・高年離職者、過疎地域内勤務者の場合は1/36

12 貸付金の返還について

次の場合は、貸付金を返還していただくことになります。(返還する金額は、継続して従事された期間等の状況によって一部が免除される場合があります。)

- 修学資金の貸付を取り消されたとき。
- 養成施設を卒業した後、死亡したとき。(介護等の業務従事中の死亡を除く。)
- 養成施設を卒業した日から1年以内に山口県内の社会福祉施設等において介護等の業務に従事しなかったとき。
- 山口県内の社会福祉施設等において介護等の業務に従事しなくなったとき。

返還の方法等

- 返還期間は、返還事由が生じた日の属する月の翌日から起算して貸付を受けた期間の2倍の期間以内です。

【2年間の貸付を受けた場合は、4年の範囲内で返還することになります。】

- 返還方法は、月賦又は半年賦の均等払いによります。なお、繰り上げ返還や一括返還もできます。

<返還の事例>

2年間で160万円を借り受けた場合の返還例

(160万円=入学・就職準備金各20万円、修学資金120万円)

【例① 免除なし】

・卒業後1年以内に就労しなかったとき、就労又は従事した期間が貸付期間「2年」未満のときなど。

●160万円全額を月賦返還

●毎月の返還額 = $160 \text{万円} \div (24 \text{ヶ月} \{2 \text{年}\} \times 2 \text{倍}) = 33,333 \text{円}$

【例② 一部免除あり】

・2年9ヶ月就労した後、就労又は従事しなくなったとき。

●返還額 = $160 \text{万円} - (160 \text{万円} \times 33 \text{ヶ月} \{2 \text{年} 9 \text{ヶ月}\} \times 1/60)$
= 72万円

●毎月の返還額 = $72 \text{万円} \div (24 \text{ヶ月} \{2 \text{年}\} \times 2 \text{倍}) = 15,000 \text{円}$

(中・高年離職者、過疎地域内勤務者以外の場合です)

S 据置期間について

災害、疾病その他やむを得ない事由があるときは、1年を超えない範囲内の据置期間を設けることができます。

※注

A 生活費加算とは！

貸付対象者の1ヶ月当たりの生活費の一部として一定額を加算。

※生活保護の生活扶助基準の居宅（第1類）に掲げる金額以内で、居住地と年齢に応じて変わります。

（例：平成25年1月現在、山口市に居住する19歳の場合の加算額は月額38,290円です。）

B 生活費加算が申請できる者

(1) 貸付申請時に生活保護受給世帯の者。

※貸付申請時は生活保護受給者であり、貸付決定後は生活費加算の支払開始前に生活保護が廃止された場合に限り加算金を支払うので、福祉事務所長が発行する生活保護廃止を証する書類の提出が必要です！。

(2) 生活保護受給世帯に準じる経済状況にあると認められる世帯の者で知事が認める者。

※前年度又は当該年度において、地方税法、その他法令、条例等により住民税等の課税免除、減免、徴収の猶予等の措置を受けている者で知事が認める者。

（例）・地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税。

・国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条又は第90条に基づく国民年金の掛金の減免。

C 申請時期及び添付書類

次の場合は、在学中において随時申請することができ、(1)に掲げる場合は入学前にも申請できます。

(1) 生活費加算を伴う申請をするときは、通常の申請書類に加え次によること。

① 生活保護受給世帯の者にあつては、福祉事務所長が発行する生活保護受給証明書及び貸付けによる自立助長の効果に関する福祉事務所長の意見書を添付。

② 生活保護受給世帯に準じる経済状況にあると認められる世帯の者にあつては、世帯全員（申請者及び申請者と同一生計にある員全員）の住民票及び世帯全員の前年（発行ができない場合は前々年）の所得証明書、その他B(2)の事実を証する書類を添付。

③ 入学前に申請しようとする者が高校生にあつては、養成施設の推薦状に替えて在籍する高等学校の調査書等を添付。

(2) 既に学費相当分の貸付決定を受けている者が、生活費加算を申請する場合は、通常の申請書類に加えC(1)①又は②の書類を添付。

入学前の受付期間 平成25年2月5日～平成25年3月20日（必着）

ご案内には概要を記載していますので、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先・申請先

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会 福祉人材研修部（福祉人材センター）
〒753-0072 山口県山口市大手町9-6
電話 083-922-6200